

## 鳥取県告示第477号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1（1）保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町西谷字下モムクロヲシ624の1、字上ムクロヲシ626の1、隼郡家字鞍内229、229の1、230、230の1、231、412の1から412の12まで、413の4から413の6まで、字大平360、389、411の1、411の2

### （2）指定の目的

水源の涵養

### （3）指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

### 2（1）保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町西谷字下モ目谷850の10

### （2）指定の目的

土砂の流出の防備

### （3）指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）